

議案第99号

つくば市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成27年11月30日

つくば市長 市 原 健 一

つくば市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

つくば市総合計画審議会条例（平成元年つくば市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくば市未来構想等審議会条例

第1条中「つくば市の総合計画」を「つくば市未来構想及びつくば市戦略プラン」に、「つくば市総合計画審議会」を「つくば市未来構想等審議会」に改める。

第2条中「総合計画における基本構想及び基本計画」を「つくば市未来構想及びつくば市戦略プラン（つくば市未来構想を実現するために策定する計画であって、市政の中で特に重点的に取り組む施策を掲げるものをいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（つくば市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正)

2 つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表総合計画審議会の委員の項中「総合計画審議会」を「未来構想等審議会」に改める

つくば市総合計画審議会条例（平成元年つくば市条例第19号）新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>つくば市未来構想等審議会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>つくば市未来構想及びつくば市戦略プラン</u>の策定に関する基本事項を調査及び審議をするため、<u>つくば市未来構想等審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>つくば市未来構想及びつくば市戦略プラン</u>（<u>つくば市未来構想を実現するために策定する計画であって、市政の中で特に重点的に取り組む施策を掲げるものをいう。</u>）について必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめて市長に答申する。</p> <p>第3～11条 附則（略）</p>	<p><u>つくば市総合計画審議会条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>つくば市の総合計画</u>の策定に関する基本事項を調査及び審議をするため、<u>つくば市総合計画審議会</u>（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、<u>総合計画における基本構想及び基本計画</u>について必要な調査及び審議を行い、意見を取りまとめ市長に答申する。</p> <p>第3～11条 附則（略）</p>

つくば市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和62年つくば市条例第15号）新旧対照表
 （附則第2項関係）

改正後			改正前		
本則・附則（略） 別表（第2条，第4条関係）			本則・附則（略） 別表（第2条，第4条関係）		
職	報酬	相当する職	職	報酬	相当する職
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~
未来構想等審議会の委員	(略)	(略)	総合計画審議会の委員	(略)	(略)
~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~	~~~~~